

○はじめに

～設立にあたって～

2017年7月28日に行われた、「第32回ふれあい活動高校生のつどい」を機に、この団体が設立へと動き出しました。ふれあい活動高校生のつどいでは、栃木県立高校の生徒会役員約1000人が一堂に会し、各学校での取り組みや、福祉・国際理解などの分野に関して議論を重ねます。そこで発表の機会をいただいた私は、「栃木県の熱い想いをを持った高校生を集め、繋げたい」と伝えました。我々高校生の中には、熱い想いを持ってもなかなか周りに共感者が現れず、変に浮いてしまっている人や何かをしたいが行動する勇気がない人がたくさんいます。もしそのような高校生が一つに繋がれば、きっと大きな力になると考えたのです。想いに共感してくれた約30人を超える高校生を集め、LINE グループを作りました。残念ながら当日の発表の様様を撮影・記録はしていなかったのですが、噂を聞き付けた高校生も集まってくれた今でも、私の想いは変わりません。

現代社会において、若者の社会参画の消極性に関して度々問題視されています。私たち若者がやるべきことは、「先輩方が作った時代を未来に引き継ぎ発展させること」であると考えています。綺麗事に聞こえるかもしれませんが、これは私の一生のテーマでもあります。つまり、我々若者が立ち上がることによって、新たな革命が起こるのではないかと期待しています。

ところで皆さんは何か“夢”や“志”を持っていますか？人のためになりたい。幸せにしたい。お金持ちになりたい。地域貢献したい。これは人それぞれ十人十色です。その夢や志を実現するためには、少なくとも人の力を借りることになります。仲間が必要なのです。そのためにもこの団体があり続けたいのです。

こうした若者が清掃活動、イベント運営や慈善活動を通していろいろな形で地域貢献をし、未来へ繋がる様々な分野で活躍していく。これは栃木県、日本、そして世界を変えるでしょう。

-学生団体みらとち 代表 八木澤玲玖

～保護者の皆様・関係者の皆様へ～

この度、学生団体みらとちを設立しました。この団体は、未来を変えたいという意志を持った学生が集まり、栃木県の未来を変え、より明るくするために結成された団体です。このような意志を持った学生ならば、団体加入を認めております。学生団体としての活動ですので、活動の諸事項は自己責任を原則といたします。不測の事態が起こらないよう善処いたしますが、あくまでも自己責任という形でお願いしております。十分にご理解いただき、ご賛同いただければと思います。かなりのリスクを背負った大きな活動ではなく、身近にある小さなことからコツコツと活動していきます。何か疑問などがございましたら、代表までお問い合わせください。

○代表者紹介

代表 八木澤 玲玖(やぎさわ・れく) 1999年生まれ 那須塩原市出身 東京都在住

高校1年生の頃から数多くのまちづくり会議に参加しながら地域づくりに携わり、地域振興への意欲を高める。2017年2月、とちぎアントレプレナー・コンテスト(学生起業コンテスト)にて、約1200名の中から最優秀賞に選ばれる。同年6月1日、那須に特化した旅行代理店である株式会社那須旅を設立し、代表取締役社長に就任。現在、東洋大学国際観光学部に所属し勉学に励む傍ら、那須と東京を行き来し、若者の社会参画促進にも目を向け、活動している。一般社団法人生徒会活動支援協会理事。

○団体名について

学生団体みらとちの“みらとち”は、「未来」と「栃木県」から取り、決定しました。正式名称は、「栃木県学生未来発展向上委員会」。栃木県の明るい未来を築き上げるため、若者、特に学生としてできることに取り組み、栃木県の未来を発展、そして、向上させるために活動していきます。

○団体概要

団体名	学生団体みらとち（栃木県学生未来発展向上委員会）
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・代表・副代表 ・学年総務 ・高校生リーダー ・事務局 ・広報部 ・イベント部 ・ボランティア部 ・デザイン部 ・商品開発部 ・技術部 ・運営準備部
理念	若者の力で栃木を発展させ、明るく楽しい未来を作る
設立年月日	2017年9月1日
問い合わせ	<p>TEL:080-8714-4394（代表直通）</p> <p>Mail:miratochi0901@gmail.com</p> <p>Facebook→学生団体みらとち ブログ→http://livedoor.blogcms.jp/lite/blog/miratochi0901/config/</p> <p>Twitter→@miratochi0901 (タイトルは”みらとち情報局”)</p> <p>LINE@→@log4466c</p> <p>Instagram→ https://www.instagram.com/xueshengtuantimiratochi0901</p> <p>YouTube→学生団体みらとち</p>
代表	<p>八木澤玲玖(やぎさわれく) 那須塩原市出身 東京都在住</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東洋大学国際観光学部 18歳 ・株式会社那須旅 代表取締役社長
	会員数:70名(栃木県内高校1年生～高校3年生)

会 員	<p>〈在籍高校〉</p> <p>足利、足利南、今市、宇都宮、宇都宮北、宇都宮工業、宇都宮商業、宇都宮中央女子、宇都宮白楊、宇短附、鹿沼、小山西、小山北桜、佐野、佐野東、佐野松桜、佐野日大、栃木翔南、栃木商業、栃木農業、盲学校、國學院栃木、白鷗大足利、壬生、真岡女子、作新学院、黒磯、黒磯南、那須拓陽、那須、矢板、矢板東、矢板中央</p> <p style="text-align: right;">計33校</p> <p style="text-align: right;">※2018年3月31日現在</p>
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・若者の観点で栃木県を盛り上げること。 ・いずれ大人になった時に、様々な分野で栃木県に貢献できるように自己成長させること。 ・大人からのバトンタッチ、未来への引継ぎをすること。 ・世代間交流を盛んにし、県民が一つになれるようにすること。 ・強い意志を持つ若者を繋げること。
活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・若者イベントの企画・開催 ・各イベントの補助 ・清掃活動などの慈善活動 ・学生向け支援活動
将 来 展 望	<p>若者と大人が共同で地域づくりを進める栃木県を目指します！！</p>

○会員資格

- ・栃木県内在住、出身または栃木県内の学校に在籍する学生。
- ・未来を変えたいという熱い想いを持った方。
- ・能力や技術等は一切問いません。
- ・LINE グループでの連絡を可能とする方。
- ・自身で活動場所へ移動できる方。(活動できる範囲で)※交通費個人負担。
- ・怪我、体調管理、貴重品や物品の管理などに、各自責任の持てる方。
- ・他の会員と協調し、チームワークを持ち活動できる方。
- ・団体概要に賛同いただける方。

【重要】学生の皆様、保護者の皆様へ

まずは本活動参加に関して、よく説明や概要・規約をお読みいただき、十分なご理解の上参加いただきますようお願いいたします。

また、様々な活動に取り組むに当たって、必要に応じて学校への校外活動申請等は、各担当の先生とはっきりと明確にしておいてください。さらに、学業や所属部活動・習い事等との両立に関して、会員・ご家庭・関係各位で十分に協議なさった上でご参加いただければと思います。

団体として責任は一切負いかねますのでよろしくようお願いいたします。
(必ずしも全ての活動に参加しなければいけないわけではありません。)

○活動費用について

会員費は今のところ考えておりません。

※なお、団体維持や活動に関してかかる費用に関しては、随時全会員で協議して参ります。

以下に掲げるものは個人負担をお願いいたします。

- ・活動場所への移動にかかる交通費
- ・各自で用意する弁当や飲み物代

○定例会・総会について

- ・月に一度定例会を企画しております。
 - 日時・場所等に関しては随時検討いたします。
 - ※基本的な活動場所は、宇都宮市まちづくりセンター「まちぴあ」です。
 - ・年に二回(半年に一回)総会を行います。
- これもまた詳細に関しては追って連絡いたします。

○追加参加について

趣旨ご理解いただいたご友人やお知り合いの入会希望者は、必ず代表に連絡をお願いいたします。代表の方でLINEグループへ招待いたします。

○退会について

代表に連絡をお願いいたします。

○免責事項

代表は、素晴らしい団体にしていけるよう、誠意をもって取り組み運営して参りますが、下記の免責事項にご理解を賜りますようお願いいたします。

- ・団体の活動、またはそれに参加するための往復途上において発生した一切の事故や怪我・病気などの責任を負いかねます。

・会員の責任においてご用意いただきました物品・貴重品に関する盗難・紛失・事故・損害につきましては、一切の責任を負いかねます。

○プライバシーに関して

この団体が活動をしていくにつれて注目が集まり、メディアへの露出や各イベントへの出演も考えられます。そこでの個人名・学校名・顔写真や映像などの公開がある場合は事前にお知らせいたします。その際、保護者の許可、学校への許可・申請等をしていただきますようお願いいたします。

○その他

本書類に定めのない事項は都度協議の上で決定いたします。

○お問い合わせ

学生団体みらとち 代表 八木澤 玲玖

TEL:080-8714-4394

Mail:miratochi0901@gmail.com

第一章(名称と目的)

第一条(団体の名称)

この団体を「学生団体みらとち」と称する。(以下、当団体という)

なお、時と場合に応じて「学生団体みらとち(栃木県学生未来発展向上委員会)」と称する。

第二条(団体の目的)

栃木県の未来を学生の力で明るく発展向上させる。

第二章(会員)

第三条(会員の資格)

当団体の会員は、入会を希望し、以下の要件を満たすもので構成される。

1. 栃木県内在住、出身または栃木県内の学校に在籍する学生。
2. **未来を変えたいという熱い想いを持った方。**
3. LINEグループでの連絡を可能とする方。
4. 自身で活動場所へ移動できる方。(活動できる範囲で)※交通費個人負担。
5. 怪我、体調管理、貴重品や物品の管理などに、各自責任の持てる方。
6. 他の会員と協調し、チームワークを持ち活動できる方。
7. 団体概要に賛同いただける方。

第四条(会費)

当団体の会員は、年会費を要さない。

ただし、場合に応じて集金することがある。

第五条(休会)

代表にその旨を伝えなくてはならないが、特に文章での届は不要である。

第六条(退会)

代表にその旨を伝えなくてはならないが、特に文章での届は不要である。

第七条(除名)

会員が次に掲げる事由に該当したときは、その者の意思に関わらず当団体から除名する。

1. 当団体の名誉を著しく毀損したとき又は他の人の名誉・権利を著しく害する行為をしたとき。
2. 1ヶ月以上音信不通なとき
3. 自己に割り当てられた役割を放棄する等会員として明らかに責務を果たさないと判断される
とき
4. 当団体の規約・目的に反し、会員継続が困難と判断されるとき

第三章(組織)

第八条(幹部会の設置と目的)

当団体は幹部会を置く。

幹部会の目的は効率的な団体運営及び意思決定の仕組みの構築とし、幹部間並びに役員
の業務の遂行を監視する。

第九条(幹部会の員数)

当団体の幹部は8名以内とする。

第十条(幹部の選任)

幹部会は幹部会会長以下役員(代表、副代表、高校生リーダー、3学年総務、2学年総務、1学年総
務)で構成される。

幹部会長は代表が兼任することができる。

幹部会の選任については会員の投票によらず代表が選任する。

第十一条(役員)

当団体の円滑な運営を図るために次の役員を置く。

1. 代表
2. 副代表 3名
3. 高校生リーダー
4. 学年総務 1年、2年、3年
5. 事務局長
6. 広報部長
7. イベント部長
8. ボランティア部長
9. デザイン部長
10. 商品開発部長
11. 技術部長
12. 運営準備部長

第十二条(役員を選出)

役員を選出は会員の投票によらず代表が選出する。

会員は立候補することができる。

第十三条(役員の任務)

1. 代表

当団体を代表し、業務の統括、意思決定、対外対応を行う

2. 副代表 3名

代表を補佐し、代表に事故があるときは、当団体を代表する

3. 高校生リーダー
高校生の活動を統括し、必要に応じて大学生に助言を求める
4. 学年総務 1年、2年、3年
学年を統括し、各学年の団結を図る
5. 事務局長
会員の名簿管理、会計、渉外等の事務を統括する
6. 広報部長
当団体を SNS 等のツールを利用して広報する広報部の統括
7. イベント部長
イベント企画・準備・運営を行うイベント部を統括し、イベントの責任者を務める
8. ボランティア部長
ボランティア企画・準備・運営を行うボランティア部の統括をする
9. デザイン部長
様々な企画のデザインを担当するデザイン部を統括する
10. 商品開発部長
当団体の新商品や物品を考案・開発する商品開発部を統括する
11. 技術部長
当団体の機械等の技術を担当する技術部を統括する
12. 運営準備部長
各催しの時間・場所・物品等を管理する運営準備部をと統括する

第十四条(役員任期)

特に任期を定めない。

第十五条(代表の解任)

当団体の代表者としての責務を代表が十分に果たしていないと判断した場合、代表を解任することができる。

会員10名以上の賛成で代表解任案が発議され、会員全員の3分の2以上の賛成で代表が解任される。

第十六条(役員辞任)

役員はやむを得ない事由があるときは、代表の承認により辞任することができる。

第十七条(会計年度)

当団体の会計年度は毎年9月1日から翌年8月31日までの期間とする。

第四章(危機管理体制)

第十八条(事故連絡)

当団体の活動中に事故等が発生した場合には、会員は必要な対処をし、代表に至急連絡す

る。また、直ちに保護者に連絡する。

第十九条(対処準備)

活動の責任者は、活動場所から近い病院などを把握し、怪我など不測の事態に対処する。

第二十条(個人責任)

当団体は、活動に関する各個人の事故による怪我、病気、物品の盗難・破損などに対しては一切の責任を負わない。

第五章(規約)

第二十一条(その他)

本規約に定めのないものは都度協議する。

第二十二条(規約の改定)

この規約を改正する場合は、会員の過半数の賛成で改定する。

第六章(補則)

第二十三条(実施)

本会の規約は、2017年9月1日より実施する。

2017年9月1日 制定

2018年4月1日 一部改訂